

騒音規制法・振動規制法・福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく

騒音・振動規制の手引き

《建設作業 編》

郡山市環境部環境保全センター

(令和4年2月改訂)

1. 建設作業により発生する騒音・振動の規制について

騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98条）、**振動規制法**（昭和51年6月10日法律第64号）及び**福島県生活環境の保全等に関する条例**（平成8年7月16日福島県条例第32号）では、**建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業及び騒音指定建設作業（以下、特定（騒音指定）建設作業という）とし、騒音・振動の大きさ、作業時間及び作業期間について規制基準を定め、かつ事前の届出制度を定めています。**特定建設作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止の方法の改善、又はその他必要な措置をとるべきことの勧告又は命令を行うことがあります。

2. 届出内容について

特定（騒音指定）建設作業を実施する際には、下記内容により事前に届出をしてください。

		騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例
届出が必要な建設作業		特定（騒音指定）建設作業届出一覧表（2，3頁）を参照してください
届出義務者		建設工事を施工しようとする 元請業者 に義務があります。 共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し提出してください。 法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届出者となります。
届出の提出期限		特定（騒音指定）建設の作業開始日の 7日前 までに（注）受付窓口まで提出してください。遅れた場合には、遅延理由書の提出が必要になります。
届出様式書類等	届出様式	記載例①，②（7～8頁）を参照してください
	添付書類	1. 工事現場の付近の見取図（周辺80メートルの学校、病院等の位置が説明できるもの） 2. 特定（騒音指定）建設作業の工程表 3. 使用する建設機器のカタログの写し 4. その他必要な図面等 5. 委任状（届出者に代表権がない場合） 6. 道路使用に関する許可等の書類（夜間、日曜日及びその他の祝日に作業をする場合）
	届出部数	正本と副本の 計2部 （1部は控えとして返却します）
届出先・問合せ先		〒963-8024 福島県郡山市朝日三丁目5番7号 郡山市環境部環境保全センター TEL 024-923-3400 ※担当者不在の場合がありますので、事前に電話予約をお願いします。

（注）届出期限について

特定建設作業の届出は、作業開始日の7日前までとなっております。**但し、日数の算出には届出日及び作業開始日は含みません。**したがって、届出日と作業開始日の間には中7日間空けて、作業日から起算した場合には9日前までに届出をする必要があります。

1/26 水	1/27 木	1/28 金	1/29 土	1/30 日	1/31 月	2/1 火	2/2 水	2/3 木
届出日	← 中7日間 →							作業開始日

3. 届出の際の留意事項について

- (1) 届出は、市が作業の実施を事前に把握することを目的として提出されるものであり、**作業の実施や騒音・振動の発生を許可、容認するものではありません。**(苦情者に対して「市から許可をもらっている」旨の説明をするのは誤りであり、苦情者が感情的になる原因にもなるので注意してください。)
- (2) 苦情の発生や作業の遅れ、その他理由により届出した内容に変更が生じた際は、その都度環境保全センターへ連絡してください。(変更は内容により、届出書の差替え又は再提出を指示します。)
- (3) **大気汚染防止法**(昭和43年6月10日法律第97号)において、**建築物の解体等の作業を受注した者(元請者)**は、当該工事が石綿含有による特定工事に該当するか調査し、発注者にその調査結果について報告する義務(第18条の15)があります。また、当該作業が特定工事に該当する場合には、**大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出(第18条の17)が作業開始の日の14日前までに必要になります**ので、遺漏なきよう注意してください。

4. 改善勧告及び改善命令

(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、福島県生活環境の保全等に関する条例第73条)

市長は、特定(騒音指定)建設作業に伴って発生する騒音・振動が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工するものに対し、騒音・振動の防止の方法の改善等を勧告、もしくは命令することがあります。

5. 報告及び検査

- (1) **報告の徴収**(騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項、福島県生活環境の保全等に関する条例第97条)
市長は、特定(騒音指定)建設作業を伴う建設工事の施工者に対し、特定(騒音指定)建設作業の状況等について報告を求めることができます。
- (2) **立入検査**(騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項、福島県生活環境の保全等に関する条例第97条)
市職員は、建設工事の場所に立ち入り、物件を検査することができます。

6. 罰則について

(騒音規制法第30条～第33条、振動規制法第25条～第28条、福島県生活環境の保全等に関する条例第105条、第106条)

次の例示の場合については、法令違反として、罰則の対象となりえますので注意してください。

- ・ 特定建設作業の実施の届出をしなかった場合
- ・ 虚偽の届出をした場合
- ・ 市町村長又は県知事による改善命令に従わなかった場合

なお、公害関係法令に違反していた場合は、建築業法第28条第1項第3号の規定「建築工事に係る他の法令に違反・・・」に該当するので、営業の停止、登録の取り消し等の処分対象となりえますので留意ください。

◎ 特定(騒音指定)建設作業一覧

特定(騒音指定)建設作業の種類(※1)				騒音	振動	備考	
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業							
既成くい (矢板を含む)	直打工法	打撃工法	ディーゼルパイルハンマ	○	○		
			ドロップハンマ	○	○		
			パイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用	
			もんけん(人力を動力とするもの)	×	×		
			油圧ハンマ	○	○		
			エアーハンマ	○	○		
	埋め込み工法	振動工法	ハイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用	
			圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(※2)	×	くい引抜にも使用
			プレボーリング工法	アースオーガ+直打工法	×	○	先端打撃工法
埋め込み工法	セメントミルク工法	アースオーガ+根固め	×	×	先端根固め工法		
		中堀工法	アースオーガ+直打工法	×	○		
現場打くい (現場造成くい)		オールケーシング工法(ベント工法)	×	×			
		アースドリル工法	×	×			
		リバースサーキュレーション工法	×	×			
		地下連続壁工法	×	×			
びょう打機を使用する作業							
リベッティングハンマ(リベッター、リベットガン)				○	×		
その他(トルクレンチ、電動ナットランチ、エスパーレンチ、インパクトレンチ)				×	×		
さく岩機を使用する作業(移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50メートル以下の作業に限る。)							
ブレーカー	手持ち式(ハンドブレーカー、電動ピック)			○	×	空圧式、油圧式、エンジン式、電動機式等	
	その他(ジャイアントブレーカー等)			○	○	ショベルに取り付けた大型ブレーカー等	
さく孔を主とするもの		ジャックハンマ(シンカ、ハンドハンマ)、レッグドリル(レッグハンマ)、ストーバドリフタ、ワゴンドリル、クローラドリル 等		○	×	コンクリートカッター、コンクリート破壊機、ニブラーは除く	

特定(騒音指定)建設作業の種類(※1)	騒音	振動	備考
空気圧縮機(定格出力15kW以上)を使用する作業			
エンジン駆動方式	○	×	さく岩機の動力として使用するものは除く
電動駆動方式、タービン駆動方式	×	×	
コンクリートプラント(混練容量が0.45m ³ 以上のもの。)を設けて行う作業	○	×	モルタル製造用プラント、ミキサー車を除く
アスファルトプラント(混練重量が200kg以上のもの。)を設けて行う作業	○	×	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	×	○	
舗装板破碎機を使用する作業 (移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50メートル以下の作業に限る。)	×	○	ドロップハンマー車等
バックホウ(定格出力80kW以上)を使用する作業	○	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く(※3)
トラクターショベル(定格出力70kW以上)を使用する作業	○	×	
ブルドーザー(定格出力40kW以上)を使用する作業	○	×	

特定建設作業の規制 ○:対象 ×:対象外

(参考)定格出力:1PS(仏馬力)=0.7355kW

(※1)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定建設作業は同表の項目「騒音」のみが該当します。

また、1日で終わる作業については当該作業に該当しません。

◎ラベルに記載された数字が「97」であるものは、今後も低騒音型、超低騒音型建設機械として使用可能です。

(※2)くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打機(サイレントパイラ等)は規制対象外。

(※3)環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、下記の国土交通省ホームページ中の「騒音・振動対策」のページで確認できます。また、該当する建設機械には、低騒音型である旨を示すステッカー(※4)が貼られていますのでご確認ください。
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)



(※4)「97基準値」と記載された右上図のステッカーが添付されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーについては環境大臣が指定するものとして規制対象外です。「建設省指定'89」と記載されたステッカーが添付された建設機械については、指定が取り消されており、平成14年10月1日以降は「特定(騒音指定)建設作業実施届出」が必要となっていますのでご注意ください。

◎ 特定(騒音指定)建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制項目		項目	騒音 (騒音規制法・ 福島県生活環境の保全等に関する条例 ^(※1))	振動 (振動規制法)	適用除外 (※2)
騒音又は振動の大きさ	基準値		85 デシベル	75 デシベル	
	基準地点	作業場所の敷地の境界線			
作業時刻	1号区域 (※4)	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと			ア・イ・ウ・エ
	2号区域 (※4)	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと			
1日当たりの作業時間 (※3)	1号区域 (※4)	10時間を超えないこと			ア・イ
	2号区域 (※4)	14時間を超えないこと			
作業期間		連続6日を越えないこと			ア・イ
作業日		日曜日その他の休日でないこと			ア・イ・ウ・エ・オ

(※1)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制については1号区域のものと同様の規制が課せられます(騒音のみ)。

(※2)規制項目ごとに次に掲げる場合は、当該規制項目は適用されません。

- ア 災害その他非常事態の発生により、緊急を要する場合
- イ 人の生命・身体の危険防止のために必要な場合
- ウ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- エ 道路法による占有許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)が付された場合
- オ 変電所の変更工事であって必要な場合

(※3)市は、1日当たりの作業時間について、基準を超える大きさの騒音・振動を発生する特定建設作業について、改善勧告及び改善命令を行うに当たり、上表に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。

※4 規制に係る区域

(1)騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域(平成12年郡山市告示第248号,平成9年郡山市告示第201号)

	区 分	指 定 地 域	
第1号地域	第1種区域	第1種低層住居専用地域	
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域 第2種住居地域	
	第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
	第4種区域	工業地域	学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、 図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園 の敷地の周囲80メートル以内の区域
第2号地域	第1号区域以外の工業地域		

(2)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域

	指 定 地 域	
規制対象地域	工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外	学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、 図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園 の敷地の周囲80メートル以内の区域
規制対象地域外		上記以外の地域

【記載例① 特定建設作業実施届出書】（騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)）

○届出義務者は、原則として元請業者です。
 ○届出者が共同企業の場合
 共同企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表社名を併記してください
 (例) 甲・乙・丙建設 共同企業体
 代表者 郡山市○○丁目△△
 甲株式会社 代表取締役社長 ○○○○

様式第9
 郡山市環境保全センター所長

平成29年4月3日

特定建設作業実施届出書

住所 郡山市朝日三丁目○番△号

届出者 名称 ○○○○株式会社

職・氏名 代表取締役 ○○ ○○

電話番号 024-○○○-○○○○ (担当者名 △△ △△)
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号)

特定建設作業を実施するので、
 {騒音規制法 振動規制法} 第14条第1項(第2項)の規制により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○マンション解体工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート7階建て共同住宅		
特定建設作業の種類 (該当する作業を○で囲むこと)	騒音	1.くい打機等(アースオーガー併用を除く) 2.びょう打機 3.さく岩機 4.空気圧縮機 5.コンクリートプラント等 6.バックホウ 7.トラクタ等 8.ブルドーザー	
	振動	1.くい打機等 2.鋼球 3.舗装版破砕機 4.レーカー(手持ち式を除く)	
特定建設作業に使用される騒音振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式、仕様(上記の作業に使用するもの)	騒音	ハンドフレーカー(A-200) ジャイアントフレーカー(B-100)	
	振動	ジャイアントフレーカー(B-100)	
特定建設作業の場所	郡山市○○丁目-△△		
特定建設作業の実施の期間	自	平成29年4月11日	
	至	平成29年4月28日 16日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
	自9時	至17時	平日6日 7時間
騒音・振動の防止の方法	近隣住民に事前に説明する。 作業場周辺に防音シートを設置する。 低騒音、低振動型の機械を使用する。		
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	郡山市△△町○○丁目-□ △△株式会社 代表取締役 ○○ △△ (電話番号) 024-×××-××××		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	郡山市○○丁目○-○ ○○○○株式会社 現場事務所長 △△ △△ (電話番号) 024-△△△-△△△△		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	郡山市○○丁目○-○ 有限会社△△ 代表取締役 ○○ ○○ (電話番号) 024-×××-△△△△		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	郡山市○○丁目○-○ 有限会社△△ 作業主任 △△ △△ (電話番号) 024-△△△-××××		
※受理年月日			
※審査結果			

備考 1 特定建設作業の実施期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 2 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

いずれかの法令にしか該当しない場合は、該当しない法令を取り消し線で見え消しにしてください
 (例) 騒音規制法
 振動規制法

○○ビル工事等工事名を記入してください。

○○ビル、RC6階建て本社事務所等できあがる施設、工作物を具体的に記入してください。

さく岩機等、該当する特定建設作業に○印をつけてください。

使用機械のカタログの写しを添付してください。

添付書類の工程表と整合してください。

実働時間は1日の作業時間を記入してください。

作業日は上記の作業をしない日を除いた日数を記入してください。

作業の開始、終了時刻を記入してください。

遮音板、消音装置等、騒音振動防止の方法を具体的に記入してください。
 (例)
 ・近隣住民に事前に説明する
 ・低騒音低振動の機器を使用
 ・現場周辺に万能鋼板囲いを設置

添付書類
 ≪共通≫
 1. 工事現場の付近の見取図
 2. 特定(騒音指定)建設作業の工程を明示した工事定表
 3. 使用機械カタログ等の写し
 4. その他必要な図面等

≪該当する場合≫
 5. 委任状(届出者に代表権がない場合)
 6. 道路使用に関する許可等の書類(夜間日曜日及びその他の祝日に作業をする場合)

【記載例② 騒音指定建設作業実施届出書】(福島県生活環境の保全等に関する条例第72条第1項(第2項))

- 届出義務者は、原則として元請業者です。
- 届出者が共同企業の場合
共同企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表社名を併記してください
(例) 甲・乙・丙建設 共同企業体
代表者 郡山市○○丁目△△
甲株式会社 代表取締役社長 ○○○○

様式第17号(第52条関係)

騒音指定建設作業実施届出書

平成29年4月3日

郡山市環境保全センター所長

住所 郡山市○○丁目○
届出者名称 △△△株式会社
職・氏名 代表取締役 ○○ ○○
電話番号 024-×××-○○○○(担当者名 △△ △△)

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号)

騒音指定建設作業を実施するので、福島県生活環境の保全等に関する条例第72条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○病院新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建て病院			
騒音指定建設作業の種類 (該当する作業を○で囲むこと)	1.く、打機等(アースガー併用を除く) 2.びよう打機 3.さく岩機 4.空気圧縮機 5.コンクリートプラント等 6.バックホウ 7.トラクターショベル 8.ブルドーザー			
騒音指定建設作業に使用される福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8に規定する機械の名称、型式及び仕様	パイフロハンマ(○○社製・型式△△)			
騒音指定建設作業の場所	郡山市○○町△△丁目○番○号			
騒音指定建設作業の実施の期間	自 平成29年 4月 11日	至 平成29年 4月 28日	16日間	
騒音指定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 自 9時	作業終了 至 17時	作業日 平日6日	実働時間 7時間
騒音の防止の方法	作業場周辺に防音シートを設置する。 低騒音、低振動型の機器を使用する。 近隣住民へ○月○日に説明会を実施。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	郡山市○○町△△丁目○ ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ (電話番号) 024-×××-××××			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	郡山市○○丁目○-△ △△△株式会社 現場事務所長 △△ △△ (電話番号) 024-△△△-△△△△			
下請負人が騒音指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	郡山市□□町○○○ 有限会社△△ 代表取締役 □□ □□ (電話番号) 024-×××-△△△△			
下請負人が騒音指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	郡山市□□町○○○ 有限会社△△ 作業主任 △△ △△ (電話番号) 024-×××-△△△△			
※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日	

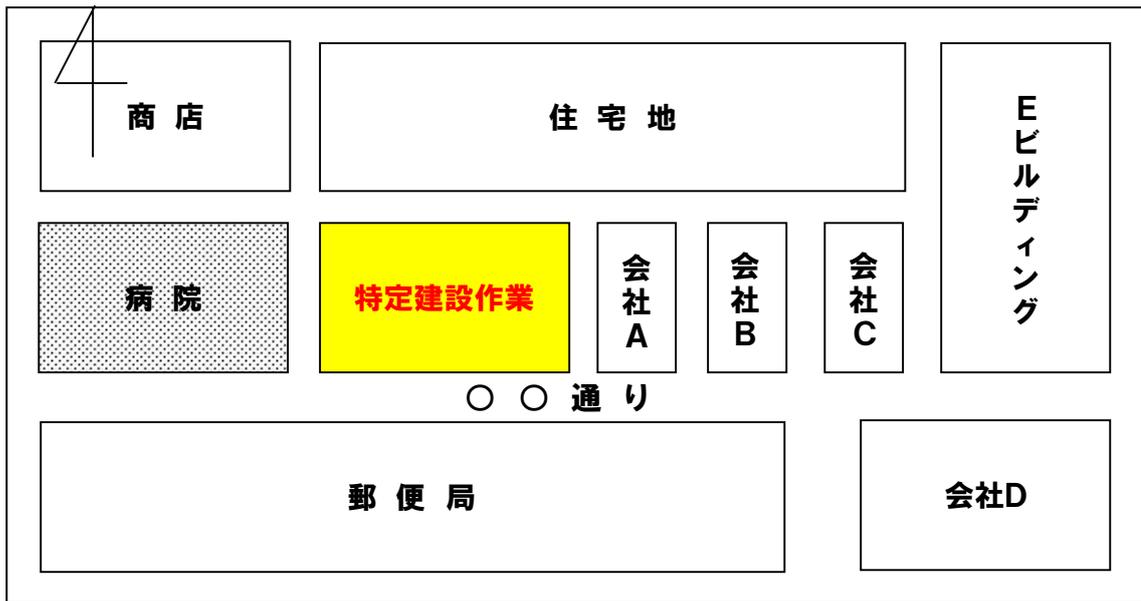
備考

- 1 この届出書は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第8に掲げる騒音指定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 騒音指定建設作業の種類欄には規則別表第8に掲げる騒音指定建設作業の種類を記入すること。
- 3 騒音指定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 騒音指定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記入に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ビル工事等工事名を記入してください。
- ビル、RC6階建て本社事務所等できあがる施設、工作物を具体的に記入してください。
- さく岩機等、該当する特定建設作業に○印をつけてください。
- 使用機械のカタログの写しを添付してください。
- 添付書類の工程表と整合してください。
- 実働時間は1日の作業時間を記入してください。
- 作業日は上記の作業をしない日を除いた日数を記入してください。
- 作業の開始、終了時刻を記入してください。
- 遮音板、消音装置等、騒音振動防止の方法を具体的に記入してください。
(例)
・近隣住民に事前に説明する
・低騒音低振動の機器を使用
・現場周辺に万能鋼板囲いを設置

- 添付書類**
- 《共通》
1. 工事現場の付近の見取図
 2. 特定(騒音指定)建設作業の工程を明示した工事工定表
 3. 使用機械カタログ等の写し
 4. その他必要な図面等
- 《該当する場合》
5. 委任状(届出者に代表権がない場合)
 6. 道路使用に関する許可等の書類(夜間日曜日及びその他の祝日に作業をする場合)

【記載例③ 特定(騒音指定)建設作業の現場周辺見取図】(共通)



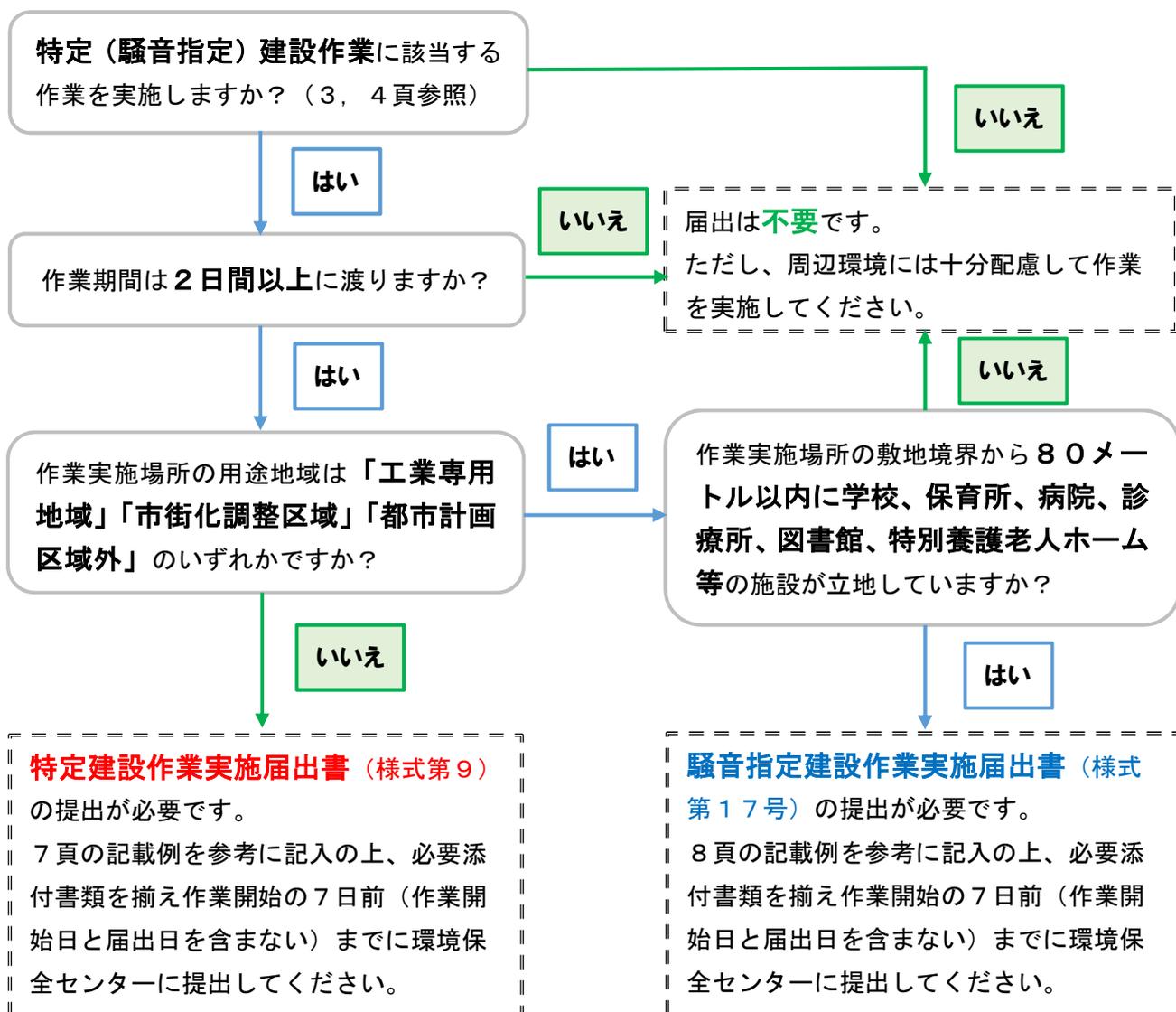
- ・周辺見取図は住宅地図等のコピー等でも構いません
- ・特定（騒音指定）建設作業の実施場所をマーキングするなどして、その他の場所と区別できるようにしてください
- ・特定（騒音指定）建設作業の実施場所の周囲80メートル以内に学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園がある場合は、その場所についても他の場所と区別できるようにマーキングしてください。

【記載例④ 特定(騒音指定)建設作業の工事工程表】(共通)

平成29年4月作業工程表																												
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
準備作業																												
はつり作業				休日	ブレーカー使用							休日	ブレーカー使用							休日	ブレーカー使用							
後片付け作業																												
備考	1 作業は1日7時間で行います 2 夜間及び日・祝日は作業を行いません																											

- ・複数の特定（騒音指定）建設作業が同時に行われる場合は、「最も早い作業開始日」と「最も遅い作業終了日」を、様式第9及び様式第17の「特定（騒音指定）建設作業の実施の期間」と一致させてください
- ・特定（騒音指定）建設作業を実施する期間については、マーキングするなどして、他の作業と区別できるようにしてください

特定建設作業及び騒音指定建設作業の届出要否判断フロー



【届出書類チェックリスト】

	特定建設作業実施届出書（様式第9）、騒音指定建設作業実施届出書（様式第17号） ※届出様式が異なる場合は受理できませんので、10頁フロー図を参考に正しい届出様式を選択してください
	工事現場の付近の見取図
	特定（騒音指定）建設作業の工程を明示した工事工程表
	使用機械カタログ等の写し
	その他必要な図面等
	委任状（届出者に代表権がない場合）
	道路使用に関する許可書の書類（夜間日曜日及びその他の祝日に作業をする場合）
	上記書類を正副2部準備した
	届出期限内である（作業開始日及び届出日を含まない7日前までの届出が必要です） ※届出期限に間に合わない場合は、遅延理由書の提出が必要です

建設作業に当たってのお願い

各種建設工事に伴う騒音や振動は、低騒音、低振動型の機械や工法が普及されたことにより、防止効果が挙げられているところですが、住民のより快適で、静穏な生活環境に対するニーズも高まっていることから、なお一層の騒音及び振動の低減努力が求められています。騒音苦情の件数は横ばいの傾向にありますが、公害苦情件数の上位を占めています、建設工事を行う場合は、騒音、振動防止のため、次の事項に留意願います。

- 工事の実施前に現場の周辺状況を調査し、**最大限の低騒音、低振動の工法を採用してください。**
- 民家に近接したところで作業を行う場合は、**機種や作業時間などについて特に注意してください。**
- 工事現場の**周辺住民に対し、工事の内容、作業機関、作業時間、騒音や振動の対策、被害対策、現場責任者などについて説明会の開催や個別訪問などで十分説明するようお願いします。**
- 工事現場において、公害防止を監督し、住民に対する窓口となる責任者を選任し、**苦情などが起きた場合に迅速、的確に対応できる体制をとっておきましょう。**
- 住民から苦情の申し出があった場合は、誠意を持って速やかに対処してください。



郡山市環境保全センター

〒963-8024

福島県郡山市朝日三丁目5-7

TEL：024（923）3400

FAX：024（925）9029

E-mail：kankyouctr@city.koriyama.lg.jp

